

○泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会規則

平成13年3月31日
泉佐野市規則第6号

泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会規則(平成5年泉佐野市規則第30号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、泉佐野市附属機関条例(平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 各種団体等の代表者
- (4) 人権問題に関し精通する者
- (5) 公募した市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員又は特別委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第10条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、市長公室人権推進課において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日泉佐野市規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月11日泉佐野市規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

○泉佐野市附属機関条例

平成12年12月25日
泉佐野市条例第34号

(設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。

(報酬及び費用弁償)

第2条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第3条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる従前の附属機関は、この条例の規定に基づく附属機関となり、同一性をもって存続するものとする。

- (1) 泉佐野市原子力問題対策協議会
- (2) 泉佐野市総合計画策定審議会
- (3) 泉佐野市情報公開審査会
- (4) 泉佐野市個人情報保護審査会
- (5) 泉佐野市特別職報酬等審議会
- (6) 泉佐野市非常勤職員公務災害補償等認定委員会
- (7) 泉佐野市非常勤職員公務災害補償等審査会
- (8) 泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会
- (9) 泉佐野市環境衛生審議会
- (10) 泉佐野市住居表示審議委員会
- (11) 泉佐野市介護保険運営協議会
- (12) 泉佐野市地区計画審査会
- (13) 泉佐野市都市景観審議会
- (14) 泉佐野市立学校通学区審議会
- (15) 泉佐野市立生涯学習センター運営審議会
- (16) 泉佐野市文化財保護審議会
- (17) 泉佐野市社会体育施設運営審議会

2 この条例の施行の際現に前項に掲げる従前の附属機関の委員である者は、この条例の規定に基づく附属機関の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、従前の附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 次に掲げる従前の附属機関の委員である者の任期は、この条例の施行の日の前日に満了する。

- (1) 泉佐野市社会福祉審議会
 - (2) 泉佐野市営住宅問題審議会
 - (3) 泉佐野市立歴史館いずみさの運営協議会
- (泉佐野市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

第14条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 泉佐野市特別職報酬等審議会条例(昭和39年泉佐野市条例第44号)
- (2) 泉佐野市住居表示審議委員会条例(昭和40年泉佐野市条例第8号)
- (3) 泉佐野市総合計画策定審議会条例(昭和43年泉佐野市条例第4号)
- (4) 泉佐野市原子力問題対策協議会条例(昭和47年泉佐野市条例第2号)
- (5) 泉佐野市社会福祉審議会条例(昭和48年泉佐野市条例第21号)
- (6) 泉佐野市環境衛生審議会条例(昭和51年泉佐野市条例第8号)
- (7) 泉佐野市営住宅問題審議会条例(昭和53年泉佐野市条例第12号)
- (8) 泉佐野市立学校通学区審議会条例(昭和57年泉佐野市条例第24号)
- (9) 泉佐野市社会体育施設運営審議会条例(平成11年泉佐野市条例第9号)

附 則(平成13年3月31日泉佐野市条例第1号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日泉佐野市条例第6号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月25日泉佐野市条例第44号)

この条例中別表アの改正規定は公布の日から、別表イの改正規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日泉佐野市条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月29日泉佐野市条例第28号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条第2項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月29日泉佐野市条例第3号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月21日泉佐野市条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第3条の規定による改正前の泉佐野市宅地造成事業の設置等についての条例第5条の規定、第4条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの給与についての条例第1条第3号及び別表収入役の項の規定、第6条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものとの退職手当についての条例第1条及び第3条第1項第3号の規定、第7条の規定による改正前の泉佐野市附属機関条例別表アの6の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成20年8月22日泉佐野市条例第23号)

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日泉佐野市条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年9月30日泉佐野市条例第24号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日泉佐野市条例第3号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月27日泉佐野市条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第1条関係)

ア 市長の附属機関

名称		担当事務	委員定数
1	泉佐野市原子力問題対策協議会	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)の適用を受ける施設(熊取町設置)の平和利用と安全の確保を図るために必要な事項の調査審議に関する事務	20人
2	泉佐野市総合計画策定審議会	総合計画についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
3	泉佐野市行財政改革推進委員会	行財政改革の推進について必要な事項の調査審議に関する事務	20人
4	泉佐野市情報公開審査会	泉佐野市情報公開条例(平成11年泉佐野市条例第27号)第15条第1項に規定する不服申立てについての調査審議及び情報公開制度に係る事項についての答申に関する事務	5人
5	泉佐野市個人情報保護審査会	泉佐野市個人情報保護条例(平成11年泉佐野市条例第28号)第6条第3項ただし書、第7条第3項ただし書、第10条第4項、第2	5人

		3条、第32条及び第33条第1項に規定する事項についての調査審議並びに個人情報保護制度に係る事項についての答申に関する事務	
6	泉佐野市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額についての調査審議に関する事務	7人
7	泉佐野市非常勤職員公務災害補償等認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についての条例(昭和42年泉佐野市条例第34号)第3条第3項に規定する公務又は通勤により生じた災害の認定に係る意見の答申に関する事務	5人
8	泉佐野市非常勤職員公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等についての条例第18条第2項に規定する不服申立ての審査等に関する事務	3人
9	泉佐野市部落差別撤廃人権擁護審議会	部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項の調査審議に関する事務	20人
10	泉佐野市環境衛生審議会	環境衛生についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
11	泉佐野市住居表示審議会	住居表示についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
12	泉佐野市介護保険運営協議会	介護保険事業の運営についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
13	泉佐野市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害についての事項の調査審議に関する事務	7人
14	泉佐野市保健対策推進協議会	市民の健康づくりの方策その他地域保健についての事項の調査審議に関する事務	20人
15	泉佐野市地区計画審査会	泉佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成12年泉佐野市条例第17号)第13条第2項の同意を求められた事項の調査審議に関する事務	7人
16	泉佐野市都市景観審議会	都市景観の形成について必要な事項の調査審議に関する事務	15人
17	削除		
18	泉佐野市立市民交流センター運営審議会	市民交流センターの運営についての重要事項の調査審議に関する事務	10人
19	削除		
20	泉佐野市地域福祉計画策定審議会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画についての重要事項の調査審議に関する事務	20人
21	泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会	地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置についての調査審議に関する事務	10人
22	泉佐野市廃自動車認定委員会	泉佐野市放置自動車の適正処理に関する条例(平成17年泉佐野市条例第28号)第12条に規定する廃自動車の認定についての調査審議に関する事務	10人
23	泉佐野市退職手当審査会	職員の退職手当についての条例(昭和42年泉佐野市条例第18号)第14条の7第1項に規定する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事務	5人

イ 教育委員会の附属機関

名称	担当事務	委員定数
1 泉佐野市教育問題審議会	教育行政における諸問題についての重要事項の調査審議に関する事務	12人
2 泉佐野市文化財保	文化財その他の歴史資料の保存及び活用についての重要事項	10人

	護審議会	の調査審議に関する事務	
3	泉佐野市立学校教科用図書選定審議会	市立小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択についての事項の調査審議に関する事務	15人
4	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画審議会	泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画について必要な事項の調査審議に関する事務	10人

○泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例

平成5年9月28日

泉佐野市条例第28号

市及び市民は、国際的な人権尊重の潮流を踏まえ、「すべての国民が基本的人権を享有し、法の下での平等」を保障している日本国憲法及び「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とした世界人権宣言を基本理念とし、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性等への差別など、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、差別をしない差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成に努めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、重大な社会悪である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、根本的かつ速やかにあらゆる差別をなくし、市民一人ひとりの参加による人権擁護都市の建設をめざし、もって差別のない明るい国際都市・泉佐野市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(施策の総合的かつ計画的推進)

第4条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権擁護等の施策を、総合的かつ計画的に推進するよう努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第5条 市は、前条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ、実態調査等を行うものとする。

(啓発活動の充実)

第6条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成及び人権関係団体等との協力関係の強化など、きめ細かな啓発事業の取組と啓発組織の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくす施策を効果的に推進するため、国・府及び人権関係団体等との連携を強め、推進体制の充実に努めるものとする。

第8条 削除

付 則

- 1 この条例は、平成5年12月1日から施行する。
- 2 泉佐野市同和対策協議会条例(昭和43年泉佐野市条例第16号)は、廃止する。

附 則(平成12年12月25日泉佐野市条例第34号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年12月26日泉佐野市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。